

## 「障害者自立支援法附則第1条の解説」

第1条第1項		平成18年4月1日施行
第1章第1項第1号	公布の日	平成17年11月7日施行
第1条第1項第2号		平成18年10月1日施行
第1条第1項第3号	平成24年3月31日までの日で政令で定める日	

### <解説>

本法は、平成18年4月1日と10月1日に分けて施行された。ただし、第1号の規定は、「公布の日」、第3号の規定は、「平成24年3月31日までの日で政令で定める日」とされている。

**なお、平成24年3月31日までの日で政令で定める日とは、旧法の施設に関する経過措置が終了する日である。**

本法は、従来の児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）、及び知的障害者福祉法の各法に根拠をおいて実施されている障害福祉施策のうち、障害種別を超えた制度設計が可能なものを統合して、新たに自立支援給付や地域生活支援事業として再構築したものである。

したがって、その内容は、旧法の改正も含め、大きなものとなり、その施行には十分な準備作業や周知期間を要する一方で、関係者からは、制度を安定的なものにするため、準備の整ったものから極力早期に施行することが求められたところである。

このため、必要に応じて経過的な措置を講じながら、可能なものから、一部施行を進めていくこととされた。

【出典】障害者福祉研究会編集『逐条解説 障害者自立支援法』平成19年

11月20日発行 中央法規